

第19回協議会（平成27年5月27日（水））を開催しました！

- 場所：芝公民館 講座室 ●会員：12名出席
- テーマ：
 - ・今年度の進め方について
 - ・公園づくりの申し合わせの確認
 - ・住民ワークショップによる公園づくりの先進事例の勉強
 - ・分科会からの報告（「協議会会員による個別のまちづくりの活動を紹介します！」参照）
 - ・当地区のまちづくりにおける最近の課題について



▲当日の様子

協議会会員による個別のまちづくりの活動を紹介します！

第19回協議会では、作間会長・高杉会員の所属する縁 joy 和ッショイ工房の活動が紹介されました。

縁 joy 和ッショイ工房は、特定非営利活動法人川口市民防災ボランティアネットワークが、既存の空き店舗をリノベーションしてみんなのたまり場となる拠点としています。

この拠点に集まるまちづくりに感心のある人々を中心に、芝本町通り商店街の有志や、盛人大学の地域デザインコースの学生等が、当地区の商店街の活性化、京浜東北線の東西賑わい交流等を目的としたまちづくり活動に楽しく参加しています。

新しい地域のお祭りを考え、実行しています。



まち歩きで、まちの課題を発見！



みんなで繋がり、まちの事を考えよう！まちづくり戦隊！キュポランダー出動！



問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

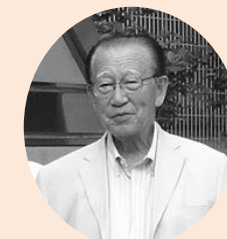
16号

発行日：平成27年8月
発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
（事務局）川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：（株）首都圏総合計画研究所

公園づくりの申し合わせをつくりました！

⇒2・3頁

日頃より協議会へのご理解・ご協力ありがとうございます。
平成27年度の芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会では、当地区における公園づくりを主なテーマに検討をしています。協議会では、公園づくりの方針として、「公園づくりの申し合わせ」を作成しました。詳細は次頁以降をご覧ください。



作間会長

平成27年度の会員紹介（5月27日（水）時点）

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区 まちづくり協議会 会員 18名

- 会長 作間 孝次（芝樋ノ爪町会会長）
- 副会長 伊澤 隆男（芝中田町会会長）、和田 忠雄（芝神戸町会会長）
- 会員 弓野 義幸、森 宏次、植杉 勝紀、植杉 大、金子 晃之（以上、芝中田町会）、岩本 英輔（芝中田商店会）、鈴木 八郎、斉藤 光男、星野 泰宏（以上、芝神戸町会）、根岸 慶子（芝神戸商店会）、野口 伸、土屋 咲枝、野島 美知子、高杉 雄一（以上、芝樋ノ爪町会）、坂崎 良治（芝樋ノ爪商店会）

第20回協議会開催のお知らせ

- 日 時 平成27年 8月28日（金） 14時～15時30分
- 場 所 芝公民館 講座室
- テ ー マ 住民ワークショップによる公園づくりの進め方

※協議会はどなた様でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、4pの問合せ先までご連絡ください。

地区計画を条例化します

まちづくり協議会の皆様からの提案に基づき、平成27年4月1日より施行されました地区計画ですが、より地区計画のルールを遵守したまちづくりを推進するため、建築物等の制限を義務とする条例化に向け、現在手続きを進めています。（平成27年9月条例化の予定）

川口市からの
お知らせ

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区の「公園づくりの申し合わせ」



公園を整備する規模や形状に応じて、この申し合わせから適切な項目を選択することになります！

位置づけ

「公園づくりの申し合わせ」は、芝樋ノ爪地区及び芝4・5丁目地区において、公園を整備する場合に、住民参加型ワークショップなどで、提案内容を検討するうえでの指針とするために、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会が検討を重ね作成したものとします。

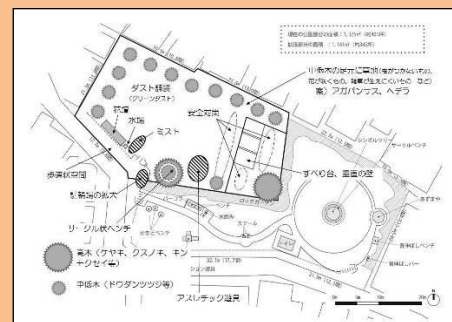
活用イメージ

協議会にて「公園づくりの申し合わせ」を作成



※第17回協議会の様子

公園整備ワークショップ等にて「公園づくりの申し合わせ」を背景に整備内容等を検討、市へ提言



※ワークショップによる検討成果のイメージ

市が公園整備の検討・工事



※提言をもとに整備された公園（例：練馬区北町地区）

申し合わせ

1. 「公園」は、防災や日々の憩いの場として寄与するものとしましょう。

- 密集市街地における災害に強いまちづくりとして、貯水槽など防災施設を公園に設ける
- 災害に強いまちを目指し、公園周辺の空地などを利用して公園面積を拡張していく
- 防災のみに寄与した公園ではなく、日常時も憩える場とする（例：かまどベンチ）

2. 「公園」は、孫子が伸び伸びと利用できるものとしましょう。

- 防犯設備の設置や地域の目が行き届くつくりとした安心して利用できる場とする
- 子どもが利用するならば、公園周辺の状況に応じてサッカーや野球などのボール遊びもできる場とする

3. 「公園」は、多世代が交流できるものとしましょう。

- 未就学児童が遠慮なく楽しめるよう、子どもの声が騒音とされないよう地域の理解が得られるような利用マナーを設けた場とする
- 子どもと高齢者が交流できる仕組みのある場とする

4. 「公園」は、まちの名物が感じられるものとしましょう。

- まちづくり協議会の対象区域である3町会の各まちの特色が感じられる場とする

5. 「公園」は、イベントなど地域活動の拠点や、情報の発信拠点としましょう。

- 当地区内のいくつかの商店街の賑わいづくりやまちの情報発信に寄与する場とする

6. 「公園」は、愛着を持てる様に市民が維持・管理・運営をできるものとしましょう。

- 町会など市民が公園を維持・管理・運営しやすい場とする



※申し合わせ1のイメージ写真



※申し合わせ2・3のイメージ写真



※申し合わせ4・6のイメージ写真



※申し合わせ5・6のイメージ写真